

# VCファンドの出資持分に関する改正金融商品実務指針等、公表

— ASBJ

去る3月4日、企業会計基準委員会が、第542回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

## 公表議決

図表の改正基準および公開草案について審議が行われ、いずれも出席委員全員の賛成をもって公表議決された（3月11日公表）。

## 四半期報告書制度の見直し

第540回親委員会（2025年2月20日号（No.1735））情報ダイジェスト参照）に引き続き、四半期会計基準等と中間会計基準等を統合した「期中会計基準等」の開発について審議され、

次の事務局案が示された。

### (1) 適用時期

最終化した期中会計基準等を公表日から最初に到来する4月1日（現時点では、2026年4月1日を想定）以後開始する連結会計年度および事業年度の最初の期中会計期間から適用し、早期適用を認めない。

### (2) 経過措置

期中会計基準等を適用することにより会計処理の変更が生じる場合は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。また、遡及適用を求めず、適用初年度の期首から将来にわたって適用する。

委員から異論は聞かれなかった。

## 金融資産の減損

第234回金融商品専門委員会（2025年3月20日号（No.1738））情報ダイジェスト参照）に引き続き、IFRS7号「金融商品・開示」の信用リスクの開示に関する定めの取入れについて聞かれた意見への対応が審議された。

そのなかで、「金融商品のクラス別」という用語を「債権等の特徴が類似するグループごと」とする提案について異論が聞かれていたことを受け、事務局から「債権等の特徴が類似するクラス別」という用語に見直すか、見直さずに結論の背景において補足するか案が示された。

## 保険契約

委員からは、「いずれにしても結論の背景等で説明を」との意見が聞かれた。

## 第40回保険契約専門委員会

（2025年3月20日号（No.1738））情報ダイジェスト参照）に引き続き、中期運営方針に基づく保険契約全般に関する会計基準の開発に向けた検討への着手について審議が行われた。

保険契約に関する日本基準を国際的に整合性のあるものとするか否かについて、事務局より、今後、金融商品の分類および測定に関する日本基準の開発に関する審議が進んだ時点において、保険契約全般に関する日本基準の開発に向けた検討に着手するか否かの審議を行うことが適当であるとの対応案が示された。

専門委員会では早期の開発を求める意見もあったが、委員からは事務局案へ賛成意見が聞かれた。

## 今月の税務

日付	項目	備考・コメント
4月10日(木)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和7年3月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
4月15日(火)まで	② 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出	② 4月1日の現況で関係市町村長へ提出。
4月中の市町村条例で定める日まで	③ 固定資産税(都市計画税)第1期分の納付 ④ 軽自動車税の納付	
4月30日(水)まで	⑤ 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和7年2月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ⑥ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和7年1月期) 2カ月延長法人(令和6年12月期) ⑦ 消費税確定申告(1カ月ごと)(2月期) ⑧ 消費税確定申告(3カ月ごと)(2月、5月、8月、11月期) ⑨ 法人の中間申告(半期・8月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑩ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(2月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(5月、8月、11月期) ⑪ 公共法人等の住民税均等割の申告納付 ⑫ 公益法人等(法人税申告書提出法人を除く)の損益計算書等の提出(令和6年12月期)	⑤～⑩ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。  ⑦、⑧ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。  ⑫ 公益法人等が年間収入8,000万円超の場合(措法68の6、措令39の37)。

(図表) 公表された改正基準等

- 改正移管指針9号「金融商品会計に関する実務指針」(VCファンドの出資持分の取扱い)  
(<https://www.asb-j.jp/jp/ikan/y2025/2025-0311.html>)
- 2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正  
([https://www.asb-j.jp/jp/accounting\\_standards/y2025/2025-0311.html](https://www.asb-j.jp/jp/accounting_standards/y2025/2025-0311.html))
- 実務対応報告公開草案70号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面的取扱い(案)」(コメント期限5月30日)  
([https://www.asb-j.jp/jp/project/exposure\\_draft/y2025/2025-0311.html](https://www.asb-j.jp/jp/project/exposure_draft/y2025/2025-0311.html))

# 効果が限定的なECBの利下げ

欧州中央銀行（ECB）理事会は、3月12日より政策金利を25ベーシスポイント引き下げると発表した。これにより、預金ファシリティ金利は2・50%となる。今回の金利引下げは、ユーロ圏におけるインフレ動向や金融政策の伝播状況を踏まえての判断になる。

インフレ率は、ECBの予想どおりに推移しており、エネルギーと食品を除く指数では、本年は2・2%、2026年は2・0%、2027年は1・9%と予測されている。経済成長見通しは下方修正され、本年は0・9%、2026年は1・2%、2027年は1・3%と見込まれている。下方修正の理由は、輸出の低迷、投資の弱さ、貿易政策の不透明性や政策の不確実性などがある。

また、資産購入プログラム（APP）とパンデミック緊急購入プログラム（PEPP）のポートフォリオは再投資を停止し、計画的に縮小中である。ECBの今回の金利引下げは景気刺激が目的だが、効果は限定的だろう。特に、トランプ関税やウク

ライナ戦争の影響による欧州経済の不透明性が続くなか、インフレや成長見通しの信頼性には疑問が残る。加えて、特定の金利パスにコミットしないECBの柔軟なスタンスは市場の予測を難しくし、結果として市場のボラティリティを高める可能性がある。これでは銀行の貸出態度の慎重化や企業・家計の信用需要の低迷が懸念される。しかし、インフレ率が目標値に近づいている現状では、APP・PEPPの縮小は理にかなっており、市場もこれを受け越える力を持っているだろう。

今後、ECBが物価安定を維持するためには、EU各国の財政政策や構造改革の整合性も重要となる。特に、ECBが主導しても、加盟国間での財政支出の調整が進まなければ、景気刺激効果は薄れる可能性がある。市場の価格変動リスクは高まる可能性があるが、ECBが柔軟に政策手段を行使し、必要に応じて追加緩和も検討する姿勢をみせることで、金融市場の安定を図ることが求められる。

## ポジティブ・メンタルヘルズ

### 「I have to, I want to」

メンタルクリエイター  
江口 毅

筆者は、毎年7〜8個の目標を設定しています。仕事だけでなく、そんなにたくさんは疲れてしまうので、半分くらいはプライベートの目標にしています。ちなみに毎年達成率は50%程度ですが、「できなかったこと」ではなく「できたこと」に目を向けて、「半分も達成できた自分はよく頑張った」と毎年の年末に自分のことを褒めています。

今年の目標の1つに「月に10冊以上本を読む」を設定しました。今までも読書はしていましたが、読むときと読まないときの波が激しかったので、コンスタントに読む習慣をつけることを目的としています。2カ月連続で達成できていたのは順調なのですが、その内容にはちよつぱり不満です。何が不満かというと、6割が「仕事等のために」読まなければならぬ本」だと感じました。筆者としては、「純粋に読みたい本」の比率を増やしたいのに、なかなか思惑どおりにはなりません。

このような「やらなければならぬ（I have to）」と「やりたい（I want to）」のバランスは結構大事だと思います。「have to」の比率が高くなると、義務感、つまらない、ワフワフしないなど

と感じることが増えてきます。でも、「I want to」の比率が高くなると、生真面目な筆者は、やるべきことをやっていない罪悪感、自由気ままと思われたいのではないかと不安などが芽生えてきます。

では、どうすればいいのでしょうか。バランスをとろうとするのと自体に無理があるのかもしれない。どうせそんなに上手にバランスをとれるはずなんてないから、考え方の枠組みを変えてみればいいのかと思いつきました。それは、「I have to, I want to」のように楽しむべしという考えです。

「I have to, I want to」の話で思い出したことがあります。ワーカホリックとワークエンゲージメントの違いです。両者の違いを端的に説明する表現として、「ワーカホリックが「I have to work」（仕事をしなければならぬ）」であり、「ワークエンゲージメントが「I want to work」（もっと仕事をしたい）」である

と感ぜることが増えます。でも、「I want to」の比率が高くなると、生真面目な筆者は、やるべきことをやっていない罪悪感、自由気ままと思われたいのではないかと不安などが芽生えてきます。

いわれています。仕事をする動機が根本的に異なるわけです。ワークエンゲージメントを高める方法は、ポジティブ心理学において解説されていますが、筆者は「義務感を覚えるような、しなければならぬ仕事」を「そのなかに面白みを見出し楽しめる仕事」に変えていくことも、ワークエンゲージメントを高める方法ではないかと考えます。

そのためには、小さなことから始めることがコツです。「I have to, I want to」をいきなり全部「I want to」に変えようなどと考えるのは無理な話です。「I have to, I want to」のなかで「I want to」の割合を増やしていくことが大切です。「I want to」が1つもないという（ゼロ）の状態と「I want to」が1つあるという（イチ）の状態はまったく異なる景色が違うものです。また、「I have to」の内容が「誰かのためになるはずだ」「いつか役に立つはずだ」などと考えるのも有効でしょう。私たちがしたとき、「I have to, I want to」の少し「I want to」を感じられるからです。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2025年3月5日	サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」サステナビリティ開示テーマ別基準1号「一般開示基準」サステナビリティ開示テーマ別基準2号「気候関連開示基準」	SSBJ	わが国最初のサステナビリティ開示基準となる、サステナビリティ開示ユニバーサル基準および、サステナビリティ開示テーマ別基準2本を公表したもの。ISSBが「グローバル・ベースライン」と位置づけるIFRSサステナビリティ開示基準と整合性を図り、国際的な比較可能性を大きく損なわせない内容となっている。これらの基準は、金融商品取引法の枠組みにおいて適用されること、特にグローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業であるプライム上場企業が適用することを想定して開発されたが、それ以外の企業も適用できるようにされている。 https://www.ssb-jp.jp/ssbj_standards/2025-0305.html

証券

世界同時株安の始まりか？

世界の株価は、トランプ大統領の米国第一主義の経済政策に翻弄されながらも意外にしぶとさをみせてきたが、3月に入ってから次第に下振れ、同時株安の気配を強めてきた。

米国の主要貿易相手国で、自由貿易協定を結んでいるカナダ、メキシコに対する関税賦課が3月4日に実施となった。両国への関税は当初発表より実行が1カ月延期され、課税対象、内容も縮小された。同時に、中国に対しては2月に実施した関税にさらに10%上乗せとなった。これに対し、3カ国はただちに報復関税を実施することを決定した。

世界の株式市場は、燃え上がる貿易戦争の広がり、世界経済の後退への恐怖にとられ始めようである。投資環境の悪化という点では、ロシアのウクライナ侵略をめぐる米・ウクライナ両大統領の会談の決裂、ウクライナ軍の劣勢転化への懸念拡大も影響したと思われる。

今回の世界同時株安の要因は複雑であり、転換の糸口を見出すことが厄介な感じである。次

の米連邦公開市場委員会（FOMC）は3月18、19日だが、米経済が複雑骨折のような状態に陥ったとき、米連邦準備制度理事会（FRB）の鮮やかな手綱さばきで株価が立ち直るといったストーリーは期待薄といわざるを得ない。

ただ、トランプ大統領の強権的な政策決定は、国内外からの反発を招き、就任後の短期間でも、かなりの修正を経験した。大統領はそうした修正をあらかじめ想定したうえで強面の政策を繰り出してくるのかどうかはわからないが、今後も反発を招いた政策は案外、柔軟に修正されることはあるかもしれない。

任期を意識して実績作りを急ぐトランプ大統領の強硬姿勢は今後も変わらず、反対・反発はほぼ全世界に強まってこよう。予想に反して景気や企業収益が好調であれば別だが、世界の株価が元気でいられるはずはなからう。この世界同時株安は相当深刻に捉える必要がある。日本の株式市場は、日本が世界の政治・経済問題の主役でない分、肩の荷が少し軽いといえる。

### 財務省法人企業統計調査

この調査は、統計法に基づく基幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計数を調査しているものです。以下は、令和7年3月4日に発表した令和6年10～12月期の調査結果の概要です。

回答法人数 22,867社 (18,804社)  
回答率 70.7% (70.9%)  
( ) 書きは金融業、保険業を除いた数値です。

**◆売上高(金融業、保険業を除く)**

**製造業、非製造業ともに増収**

売上高は、398兆38億円で、対前年同期増加率(以下、「増加率」という)は2.5%となりました。

業種別にみると、製造業は2.2%、非製造業は2.7%となりました。

**◆経常利益(金融業、保険業を除く)**

**製造業、非製造業ともに増益**

経常利益は、28兆6,919億円で、増加率は13.5%となりました。

業種別にみると、製造業は26.7%、非製造業は6.4%となりました。

**◆設備投資(金融業、保険業を除く)**

**製造業は増加、非製造業は減少**

設備投資額は、14兆4,518億円で、増加率は▲0.2%となりました。

業種別にみると、製造業は0.8%、非製造業は▲0.8%となりました。

なお、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は12兆7,122億円で、増加率は3.1%となりました。

**対前年同期増加率の推移(金融業、保険業を除く)** (単位: %、億円)

区分	5.10-12	6.1-3	4-6	7-9	10-12	
売上高					(実額)	
全産業	4.2	2.3	3.5	2.6	3,980,038	2.5
製造業	3.2	2.8	2.6	2.8	1,200,431	2.2
非製造業	4.6	2.1	3.9	2.5	2,779,607	2.7
経常利益					(実額)	
全産業	13.0	15.1	13.2	▲3.3	286,919	13.5
製造業	19.9	23.0	13.0	▲15.1	112,203	26.7
非製造業	9.5	11.5	13.3	4.6	174,716	6.4
設備投資					(実額)	
全産業	16.4	6.8	7.4	8.1	144,518	▲0.2
	(11.7)	(6.8)	(9.1)	(9.5)	(127,122)	(3.1)
製造業	20.6	8.7	1.4	9.2	52,442	0.8
	(20.1)	(9.8)	(2.7)	(9.7)	(47,338)	(0.4)
非製造業	14.2	5.8	10.9	7.4	92,076	▲0.8
	(7.1)	(5.3)	(13.0)	(9.4)	(79,784)	(4.7)

(注)設備投資の( )書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。

「法人企業統計調査」は、統計法に基づく基幹統計に指定されており、調査の対象となった法人様には調査票を提出する義務がございますので、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)への提出をお願いします。

なお、次回令和7年1～3月期の調査票の提出期限は令和7年5月12日、結果の公表は令和7年6月2日の予定です。

経理情報●2025.4.1 (No.1739) 6